

多賀町

キラリとひかるまちづくり活動支援交付金の手引き

(特別提案交付金)

～キラリとひかるまち多賀を目指して～



多賀町役場企画課

目次

1. 「目指すべき地域の姿」の実現を支援します	1
2. 交付対象団体について	1
3. 交付金事業について	1
4. 対象事業の例	2
5. 対象外費用	3
6. 留意事項	3
7. 応募方法	4
8. 選考方法	4
9. 交付金の交付	4
10. その他	4
11. 交付金申請事務手続きの流れ	5
12. 各種様式記載例	7
13. 参考資料	12

1. 「目指すべき地域の姿」の実現を支援します

多賀町では、地域での課題が多様化・複雑化する中、自治会のおこなう計画的、かつ自主的な住民自治活動を支援し、地域コミュニティを活性化することで誰もが豊かで幸せに暮らせる「キラリとひかるまちづくり」を実現するため、多賀町キラリとひかるまちづくり活動支援交付金事業を実施します。

一般交付金を拡充する特別提案交付金の制度は、「目指すべき地域の姿」の実現に向け、自治会が主体となり、地域が抱える課題を自主的に考え、解決を図る事業や、地域を活性化するため、創意工夫により、中長期的に持続可能な発展的事業に活用していただけます。

2. 交付対象団体について

特別提案交付金の交付対象団体は「自治会」、または、自治会が推薦する「地域活性化法人」で、申請者は「自治会長」または「法人代表」です。

自治会とは・・・

本町の大字をもって組織する区、または区を分割して組織する団体です

地域活性化法人とは・・・

本補助金の趣旨に沿った取り組みをおこなう法人で、NPO法人や一般社団法人です。

また、特別提案交付金の交付対象は自治会単位ではなく計画単位となるため、複数自治会等での共同事業が可能です。この場合は、各自治会等が負担する事業費のみが交付対象となります。

3. 交付金事業について

概要	「目指すべき地域の姿」の実現のために取り組む事業に対して、活用していただけます。
対象	現状維持ではなく地域を活性化するため、または、地域が抱える課題を早急に解決し、将来に亘って中長期的に継続する事業等の発展的な事業が対象です。 2ページからの「4. 対象事業の例」をご参考に、地域の特色を活かした様々な取り組みをご提案ください。 ただし、人件費、光熱水費等の自治会の経常的な経費は対象外です。 ※原則、一般交付金と特別提案交付金の両方に、同じ事業を計画することはできませんが、類似する場合は、内容を明確にして申請してください。 ※「まちづくり事業計画書」の作成が必要です。
交付限度額	1計画につき、1,000,000円を限度額とします。 ※自治会単位ではなく、計画単位での申請となります。
事業計画期間	1年～3年 ※複数年の場合は、毎年度の申請が必要となります。

4. 対象事業の例

	対象事業	具体的な内容
1	地域活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特産品開発および加工販売 ・ 地域共同農園の整備
2	青少年育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域パトロールや見守り活動 ・ 中高生向け受験勉強の学習支援
3	環境保全事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水環境保全活動 ・ 用水路維持管理活動
4	地域・世代間交流事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども塾の設立および学習支援 ・ 土日祝の子育て支援 ・ 子ども食堂の設立および運営
5	防災・防犯事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域防災・防犯マップ作成 ・ 高齢者や障がい者向け除雪支援
6	健康・福祉推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域内のウォーキングコース整備 ・ ゴミ出し、買物代行等の生活支援サービス事業 ・ 配食サービス事業
7	伝統文化発掘継承事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域伝統文化の継承活動 ・ 地域の歴史を伝播する活動 (史跡案内ルートや看板作成、ガイド養成) ・ 地域で継承される文献の編纂 (デジタルアーカイブ)
8	地域シンボル作成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域キャラクター・イラスト作成事業
9	花いっぱいの集落づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 花壇の新設 ・ 四季を彩る花の植栽整備
10	事業主体の法人化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認可地縁団体の設立にかかる委託料等
11	空き地・空き家対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き地や耕作放棄地の活用 ・ 地域内の空き地・空き家の協働調査

5. 対象外費用 ※以下の費用に交付金を使うことはできません。

①役員報酬

ただし、特定の労務に資格保持者が従事した場合には、交付金の対象となります。

②料理飲食費および酒類の購入費

ただし、下記の1・2の項目を満たす場合は、交付の対象となります。

1. 料理教室や地域間交流等で、事業の効果がより得られると認められ、事業の目的に照らし必要不可欠な食材および飲物の購入費（※調理用の材料費のみ対象。酒類はすべて対象外。）

対象外の例：運動会等の弁当・オードブル、草刈り等の作業後の慰労会の飲食

2. 交付決定額、または交付対象事業費のいずれか低い方の額の3分の1以内

例：交付決定額15万円、対象事業費20万円の場合・・・対象費用5万円以内

③集会所運営経費

上下水道使用料、電気使用料、ガス使用料、火災保険料、通信費等

④すべての自治会員、または構成世帯の参加を前提とする共同作業等の出役者への謝礼

⑤政治活動または宗教活動を目的として組織された団体への支出

ただし、太鼓や神輿の修繕など地域伝統文化の継承に必要不可欠と認められる場合は、交付金の対象となります。その場合は、事前に企画課までご相談ください。

⑥自治会の積立金、繰越金

⑦防犯灯の電気代

6. 留意事項

- ・「まちづくり事業計画」に基づき、複数年度（最大で3年度（3回））にわたり補助金の交付申請をすることができます。年度毎に実績報告をいただき、補助金を交付します。
- ・「まちづくり事業計画」をもとに、予算の範囲内において、提案事業を採択します。
- ・採択の結果は「区長連絡協議会役員会」に報告します。
- ・事業計画期間の終了後、採択された事業については、広報でお知らせします。
- ・事業の見直しまたは中止をする場合は、変更申請が必要となります。
- ・地域活性化法人が「まちづくり事業計画」を提出する場合は、事業に係る自治会長の推薦が必要となります。

7. 応募方法

申請書類に必要事項を記入の上、紙媒体により窓口にて提出または郵送してください。

①提出場所 多賀町役場企画課

〒522-0341 滋賀県犬上郡多賀町多賀324番地

電話：0749-48-8122

FAX：0749-48-0157

②申請書受付期間

令和3年9月30日（木）17時00分必着

③提出書類

- ・ 交付申請書（様式第2号）
- ・ まちづくり事業計画書（様式第4号）
- ・ 申請書類チェックシート
- ・ 推薦書（任意様式）※申請者が自治会の推薦する法人の場合のみ
- ・ 法人の活動内容が分かる資料※申請者が自治会の推薦する法人の場合のみ

※様式は町ホームページよりダウンロードしてください。

（アドレス）https://www.town.taga.lg.jp/contents_detail.php?frmId=202

※その他、必要な書類がある場合、個別に依頼する場合があります。

8. 選考方法

提出書類により書面審査を行います。必要に応じて事前に電話でヒアリングします。
審査は令和3年10月上旬を予定しています。

9. 交付金の交付

選考の結果、採択された団体へ事業採択通知、交付決定通知を送付します。必要に応じ概算払い（前金払い）も可能です。ただし、交付決定額の2分の1を上限とします。

計画の変更が生じた場合、変更申請書を提出してください。

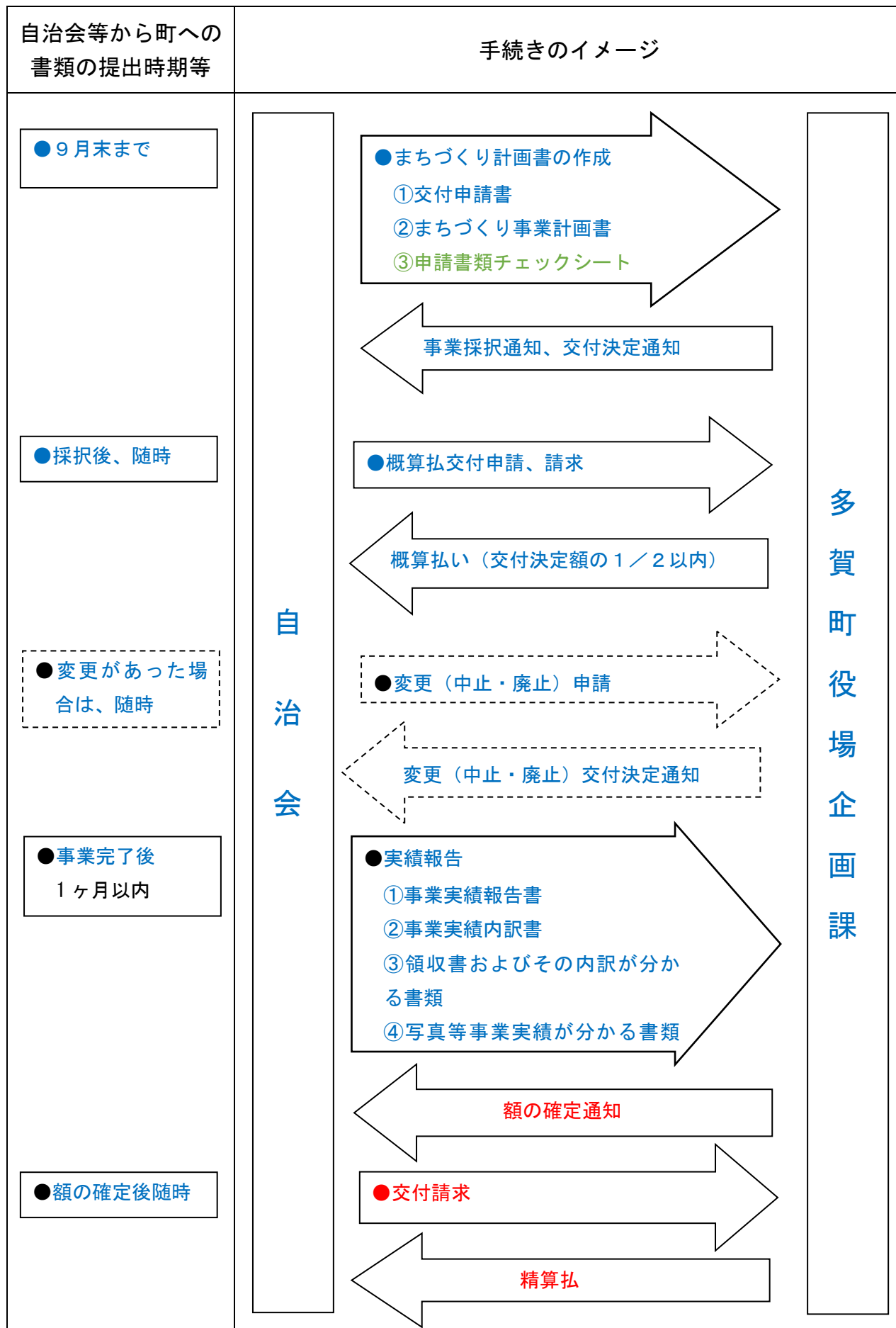
事業完了後、1ヶ月以内に実績報告書を提出してください。内容が適正であることを認めた後、額の確定通知を送付しますので、請求書を提出してください。

請求書を受領後、指定口座に補助金を振り込みます。

10. その他

- ・ 採択された事業は、広報たが、町ホームページで公表します。
- ・ 提出された書類は返却しません。

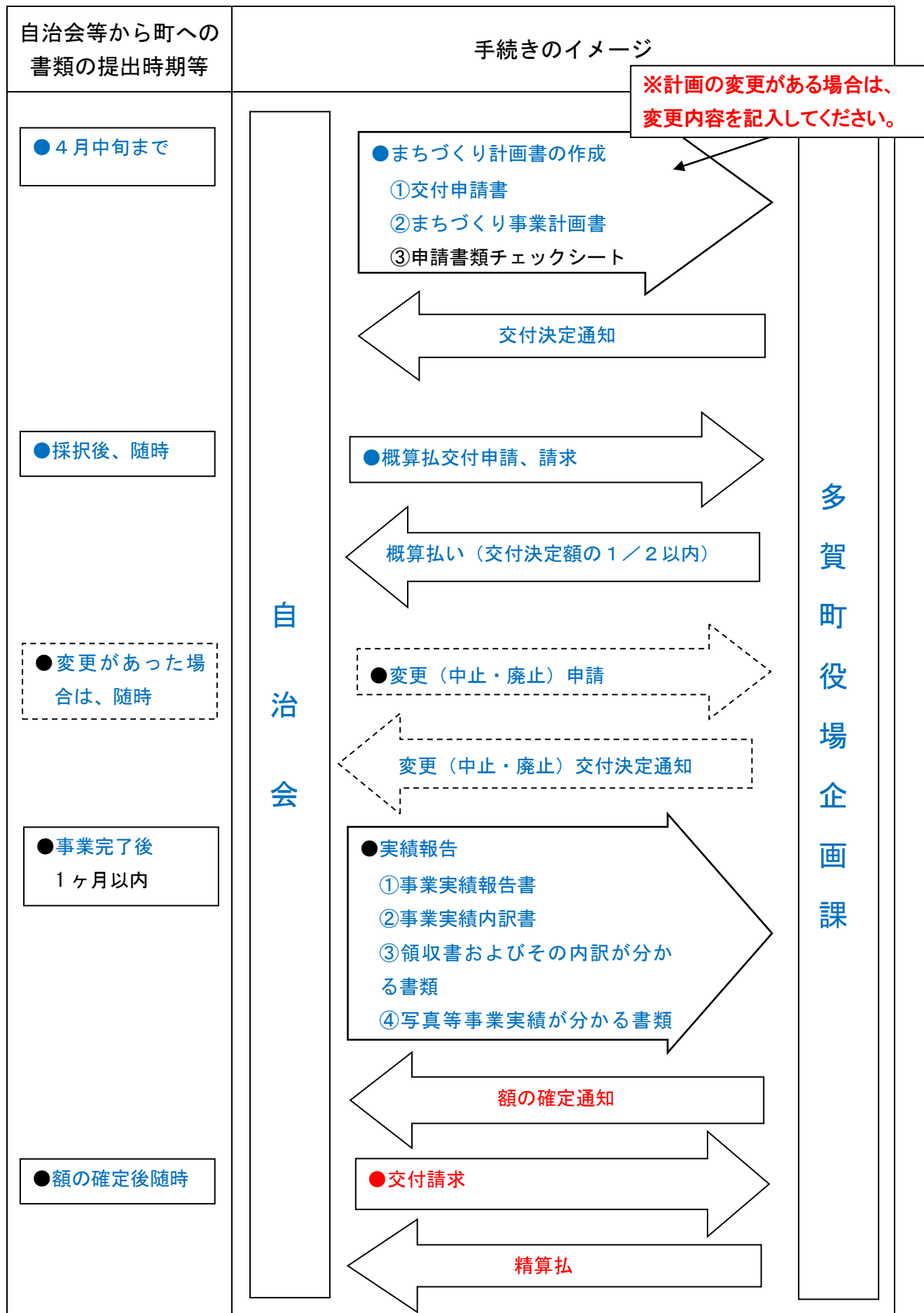
11. 交付金申請事務手続きの流れ(1年目)



多賀町役場企画課

自治会

11. 交付金申請事務手続きの流れ(2年目以降)



多賀町役場企画課

12. 各種様式記載例

様式第2号(第7条関係)

※9月末までにご提出ください。

令和3年度多賀町キラリとひかるまちづくり活動支援交付金交付申請書

令和 年 月 日

多賀町長 様

申請者

自治会等の名称

〇〇区

代表者名

〇〇 〇〇

令和3年度多賀町キラリとひかるまちづくり活動支援交付金の交付を受けたいので、多賀町キラリとひかるまちづくり活動支援交付金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添え申請します。

記

1 交付申請額

一般交付金	(様式第3号D欄の額) 円
特別提案交付金	(様式第4号A欄の額) 100,000円
合計	100,000円

2 関係書類

- (1) 事業実施(変更)計画書(一般交付金分)(様式第3号)
- (2) まちづくり事業(変更)計画書(特別提案交付金分)(様式第4号)
- (3) その他町長が必要と認める書類

令和3年度まちづくり事業（変更）計画書（特別提案交付金分）

1 自治会等の名称 （ ○○区 ）

2 事業の趣旨・目的

地域活性化のため、地域内の特産物を用いた加工商品を店舗やイベントで販売することで、地域住民の生きがいを創出する。

3 事業の内容および費用

年度	事業の詳細	必要となる費用
1年目	特産物の商品化に向けた調査を実施する。 生産から販売までの流れを整理し、役割分担を実施する。	100,000 円
2年目	外部機関と協働し、特産物の加工商品の研究開発を実施する。 地域住民および外部機関と協働し、試作品を作製する。 商品の包装や宣伝広告の検討会議を実施する。	200,000 円
3年目	近隣市町の施設やイベントで加工商品を販売する。 特産物を利用した弁当配食サービスを実施する。	300,000 円
合計		(A) 600,000 円

必要となる費用の詳細については、事業の詳細欄下段に記入すること。

4 事業から期待できる効果

- ・地域住民が協働することで、地域活性化を図る。
- ・地域住民の健康増進、連携を強化する。
- ・地産地消を図り、地域の魅力向上を図る。

5 事業の期間 令和3年 月 日 ～ 令和6年 月 日

令和3年度多賀町キラリとひかるまちづくり活動支援交付金事業実績報告書

令和 年 月 日

多賀町長 様

申請者

自治会等の名称 ○○区

代表者名 ○○ ○○

令和3年 月 日付け多企第 号で交付の決定のあった多賀町キラリとひかるまちづくり活動支援交付金事業について、多賀町キラリとひかるまちづくり活動支援交付金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて報告します。

関係書類

- (1) 事業実績内訳書(一般交付金分)(様式第8号)
- (2) 事業実績内訳書(特別提案交付金分)(様式第9号)
- (3) 領収書およびその内訳の分かる書類の写し
- (4) 写真または自治会員向けの広報等事業実績のわかる書類
- (5) その他町長が必要と認める書類

令和3年度事業実績内訳書（特別提案交付金分）

1 自治会等の名称 （ 〇〇区 ）

2 事業に要した費用

事業費総額 (A)	他の補助金 (B)	その他収入 (C)	実績額 (D) = (A-B-C)
100,000円	0円	0円	100,000円

3 事業の成果

_____	<ul style="list-style-type: none">• 事業計画が複数年度の場合は毎年度実績報告が必要です。• 成果内容は数値等を用い、具体的に記載してください。	_____
_____		_____
_____		_____
_____		_____
_____		_____

令和 3 年度多賀町キラリとひかるまちづくり活動支援交付金交付請求書
(概算払・精算払)

令和 年 月 日

多賀町長 様

請求者

自治会等の名称 ○○区

代表者名 ○○ ○○

令和 3 年 月 日付け多企第 号で額の確定のあった多賀町キラリとひかるまちづくり活動支援交付金について、多賀町キラリとひかるまちづくり活動支援交付金交付要綱の規定により、下記のとおり請求します。

記

1. 請求金額 金 _____ 円

○請求金額計算書

交付金交付決定(確定)額 (A)	円
既に交付を受けた額 (B)	円
請求額 (A) - (B) ※概算払請求の場合、積立の承認を受けた額を除いた交付決定額の 1/2 以内 [(A) - (B)] × 1/2 以内	円

2. 振込口座(正確にご記入ください。)

金融機関名	
支店名	
口座種別	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

13. 参考資料

様式第4号（第7条関係）

令和3年度まちづくり事業（変更）計画書（特別提案交付金分）

1 自治会等の名称 （ ○○区 ）

2 事業の趣旨・目的

○○区では、高齢者が年々増加し、その中でも免許返納で買い物に出かけられない方や家の中で一日を過ごす方がいる。

自治会での買物代行や、外出機会を増やす取り組み等をおこなうことで、生活の不便さ、寂しさを解消し、○○区で安心して持続的に暮らせる「まちづくり」に取り組む。

3 事業の内容および費用

年度	事業の詳細	必要となる費用
1年目	<ul style="list-style-type: none"> ・買物代行希望者を把握し、協力者を募集する。 ・買い物代行の仕組みを検討する。 ・注文、引渡しの方法等を検討する。 ・外出、移動の支援を検討する。 ・移動要望の確認、移動方法等を検討する。 ・取り組みに向けた検討課題を協議する。 	0 円
2年目	<ul style="list-style-type: none"> ・買い物代行支援を試験実施する。 (例)連絡体制の構築、保険料の見積、支援マップの作成等	200,000 円
	消耗品(注文書、領収書等)、保冷庫等の購入費用、 保険料、燃料費	
3年目	<ul style="list-style-type: none"> ・買い物代行支援を本稼働する。 近隣の自治会にも情報提供することで、参加規模を拡大し、相互連携を図ることで、包括的に事業に取り組み、持続可能な仕組みを構築する。	200,000 円
	消耗品、保険料、燃料費	
合計		(A) 400,000 円

必要となる費用の詳細については、事業の詳細欄下段に記入すること。

4 事業から期待できる効果

- ・区、地域全体で高齢者支援の仕組みを構築するきっかけとすることができる。
- ・区民が参画することで、世代間交流、コミュニケーションを図ることができる。
- ・自治会の取り組みの情報発信のきっかけとすることができる。
- ・自治会および地域活性化を図ることができる。

5 事業の期間 令和3年〇〇月〇〇日 ～ 令和6年〇〇月〇〇日

令和3年度まちづくり事業（変更）計画書（特別提案交付金分）

1 自治会等の名称（ ○○区 ）

2 事業の趣旨・目的

現在、○○区保有の固定資産は、町または旧自治会長個人が登記名義人である。
 旧自治会長の死亡により、個人相続がされるなど全国的にトラブルが増加していることを踏まえ、○○区名義の固定資産として、将来にわたって適正管理および有効活用するために、認可地縁団体の設立に取り組む。

3 事業の内容および費用

年度	事業の詳細	必要となる費用
1年目	<ul style="list-style-type: none"> ・認可地縁団体設立委員会を発足する。 ・○○区が所有する土地の登記名義人を調査する。 ・登記名義人と連絡がつかない場合は、司法書士と相談し、現在の所有者を調査する。 ・認可申請について、自治会内で協議する。 	50,000 円
	消耗品費、司法書士への相談料	
2年目	<ul style="list-style-type: none"> ・登記名義人である個人（相続人）より承諾を得る。 ・規約改正案を作成する。 ・区民の合意形成を図る。（構成員名簿作成） ・総会にて認可申請を審議し、議決を諮る。 	50,000 円
	消耗品費、司法書士への委託料	
3年目	<ul style="list-style-type: none"> ・必要書類を揃え、多賀町に認可申請を行う。 ・告示後、不動産登記手続を行う。 ・法人設立届を作成する。 ・構成員に法人化した旨を広報する。 	300,000 円
	司法書士への委託料、不動産登記手数料	
合計		(A) 400,000 円

必要となる費用の詳細については、事業の詳細欄下段に記入すること。

4 事業から期待できる効果

- ・ 登記名義人を明確にすることで、自治会が所有する資産の適正な管理を実現する。
- ・ 中長期的な事業の実現および拡大を図ることができる。
- ・ 法人化することで、社会的信用が増大する。
- ・ 自治会に対し、寄付等があった場合、速やかに不動産登記を行うことができる。

5 事業の期間 令和3年〇〇月〇〇日 ～ 令和6年〇〇月〇〇日

令和3年度まちづくり事業（変更）計画書（特別提案交付金分）

1 自治会等の名称 （ ○○区 ）

2 事業の趣旨・目的

○○区では、昔から自然に自生している植物や山菜が数多くあります。普段から気に留めることもありませんでしたが、地域の財産です。

集会所で、コミュニケーションを図りながら、山菜と一緒に調理し、地域の集まりで、食してみたいと考えます。

また、当区だけでなく、近隣の自治会の方、高齢者の方にもお届けし、喜んでいただけると地域の活性化につながると思います。

さらに、色々なご意見を聞きながら、山菜を加工し商品化することができれば、町のイベントや近隣の直売所等で販売し、多くの方に○○区を知っていただくことができ、僅かであっても○○区の収入になります。

このような思いから、自生している山菜を活用し、区民が交流を図りながら調理や販売に向けて、皆に喜んでもらい、「生きがいつくり」につながるよう事業を進めます。

また、経験、知識をお持ちの方にご協力いただき、商品化できるよう取り組みます。

3 事業の内容および費用

年度	事業の詳細	必要となる費用
1年目	<ul style="list-style-type: none"> ・自生する山菜の種類、量を調べます。 ・調理方法を話し合い、集会所で調理し試食します。 ・感想を聞き取りし、調理レシピ案を作成します。 	10,000 円
	食材料、調味料等の購入	
2年目	<ul style="list-style-type: none"> ・調理レシピ案の改善に取り組みます。 ・新たな調理方法がないか、調べます。 ・調理器具が不足する場合、購入します。 ・区民のほかに、他地区や高齢者の方にも届けられるか、調べます。 ・商品化できるものか、専門家に指導してもらい、試作品を作ります。 ・商品化できる場合、保健所に指導してもらいます。 	40,000 円
	調理器具の購入費、講師料	
3年目	<ul style="list-style-type: none"> ・商品化に向けて、専門家の指導を受け、自治会の情報発信も含めたパッケージ等を作成します。 ・販売に向けて、直売所と協議します。 ・山菜が将来にわたり自生できる環境づくりに取り組みます。 ・山菜に限らず、地域資源の深掘りをおこないます。 	200,000 円
	講師料、資機材等の購入、販売手数料	

合計	(A) 250,000 円
----	------------------

必要となる費用の詳細については、事業の詳細欄下段に記入すること。

4 事業から期待できる効果

- ・ 区民が参画することで、健康増進やコミュニケーションを図ることができます。
- ・ 自治会の情報発信のきっかけとすることができる。
- ・ 地域の資源の見直し、活用を図ることができます。
- ・ 自生植物や周りの環境保全を図ることができます。
- ・ 地域活性化を図ることができます。

5 事業の期間 令和3年〇〇月〇〇日 ～ 令和6年〇〇月〇〇日

令和3年度まちづくり事業（変更）計画書（特別提案交付金分）

1 自治会等の名称 （ 地域活性化法人 ○○ ）

2 事業の趣旨・目的

□□地域のコーディネーターとして、自治会と行政の橋渡しの役割を担い、地域活性化に向けた事業を推進する。
 空き家を改修し、ワーケーション（観光地でリモートワークを行う）空間を創出することにより、多賀町に関係する人口の増加を進め、定住の促進を図る。

3 事業の内容および費用

年度	事業の詳細	必要となる費用
1年目	<ul style="list-style-type: none"> ・□□地区の空き家の現状を把握するため、各自治会においてヒアリングを実施する。 ・活用する空き家を選定する。 ・施設整備に向け、関係者と協議を進める。 	100,000 円
	消耗品費、調査費	
2年目	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備を実施する（修繕、掃除、家具・家電の購入、インターネット環境の整備）。 	700,000 円
	備品費、光熱水費、通信費、資機材費、工事費	
3年目	<ul style="list-style-type: none"> ・無料体験を実施する。 	200,000 円
	広告費、通信費、光熱水費、通信費	
合計		(A) 1,000,000 円

必要となる費用の詳細については、事業の詳細欄下段に記入すること。

4 事業から期待できる効果

- ・ワーケーションスペースを創出することで、新たな人材を呼び込む。
- ・多賀町の魅力を広く発信できる。
- ・生活環境の向上（空き家の活用）につながる。
- ・□□地区の事例を活用し、他の地区においても拡散する。

5 事業の期間 令和3年○○月○○日 ～ 令和6年○○月○○日